

医療における広告の規制緩和について

(1) 国会における法案審議過程で示した事項

- 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
- (財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- 医師の略歴・年齢(生年月日)及び性別
- 共同利用できる医療機器
- 対応可能な言語(手話・点字を含む)
- 予防接種(種別)
- 健康診査の実施(「総合的な健康診査の実施」の変更)
- 保健指導・健康相談の実施(「健康相談の実施」の変更)
- 介護保険の実施に伴う事項(紹介をすることができる介護関連施設の名称等;
別紙)

(2) さらに広告を可能とすべきかどうか検討が必要な事項

< 病院、診療所に関わる事項 >

- 歯科医師の略歴、年齢、性別
- 保険適用外である診療の支払い内容又は支払い方法
- 診療報酬改定に伴って告示改正が必要となった事項
- 労災保険法等改正に伴う事項(労災保険二次健診等給付病院、労災保険二次健診等給付診療所)

< 助産所に関わる事項 >

- 「夜間」における業務実施の追加
- 対応可能な言語(手話、点字含む。)の追加
- 助産所の助産婦の略歴、年齢の追加
- 優生保護相談所の削除

< 国会審議等で議論になった事項 >

- 薬事法に基づく治験に関する事項
- 得意とする分野
- 治療方針、治療方法、治療に関する考え方など
- 一定の疾病の取り扱いの件数、手術件数
- 医療機関の施設機能(医療機器を含む)
- インフォームドコンセントの実施
- 明細書発行への取組み
- 専門医認定医の取得の有無